鳥取県告示第五百三十九号 ♦告示 ◇公安告示 聴聞会の開催◇公安告示 聴聞会の開催 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八

村山定太郎

田中文太郎

竹蔵

賀露町 三津

示

奥田 小玉

平次

条第十項の規定により、

土地改良区から次のように役員

杉田

当町

敦賀久次郎 石黒圭太郎

正児童福祉収容施設措置費の保護単価の一部改医療様関の指定

建設業者の変更登録土地改良区の定款変更の認可土地改良区の役員の退任及び就任

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可每週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

が退任及び就任した旨の届出があ

湖東大浜土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理

山根

幸

鳥取市湖山町

秀治

星見 奥村

重蔵

船越礼次郎

溝口

賢一

竹本

伏野

昭和三十五年十一月八日

った。

鳥取県知事 石

破

朗

飴野

久嘉

船越礼次郎

報

星見 奥村 山根

重蔵

第3173号

11

渡部

重治 寿男

" 11

賀露町

北条川土地改良区

田中

伏野

果当選し、

九月二十二日就任、

任期二年。

就住した役員の氏名及び住所

事

幸一 秀治

鳥取市湖

山町

奥田

平次

竹本

小玉

竹蔵 重美 田中文太郎

村山定太郎

杉田

敦賀久次郎 石黒圭太郎

//

田中 遠藤 牧野 吉田 石宝 稲本 磺江

> 清春 克良 啓蔵 高良 忠雄

松神

弓原

鳥取県知事

石

破

__

朗

下神

果当選し、

同年十月七日就任、

任期二年。

昭和三十五年十月一日臨時総代会におい

て総選挙の結

鳥取県告示第五百四十号

3

号

登 録年月

昭三四、二、二六 日

常盤建設(株)

商号又は名称

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十

日置智代蔵 田熊善之助 幸雄 島 田井 北尾 米里 昭和三十五年十一月二日認可した。 条第二項の規定により、天神野土地改良区の定款変更を、 昭和三十五年十一月八日

鳥取県告示第五百四十一号

した。 うに建設業者登録簿に昭和三十五年十一月二日変更登録 おいて準用する同法第八条第一項の規定により、 の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項に 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条第一項 次のよ

昭和三十五年十一月八日 鳥取県知事 石

破

_

朗

(旧) // 東品治町一ノ一五(新)鳥取市卯垣一五三番地 主たる営業所所在地

> 山田 申請者氏名 信治

賀露町 伏野 湖山町 伏野 三 伏津 野 賀露町 就任した役員の氏名及び住所 理 // 事 中江 吉田 遠藤 牧野 岩垣 稲本 岸田 礒 江 山口 田熊善之助 啓蔵 克良 忠雄 幸雄 長利 清春 緑 豊 弘 東伯郡北条町大字下神

退任した役員の氏名及び住所 理 中江

東伯郡北条町大字下神

北尾 米里 島 土

松神 下神 弓原 田井

下神

丰

岸田

弘

昭和三十五年八月三日臨時総代会において総選挙の結

渡部 田中

> 寿男 光好

1

及び生活改良普及員資格試験を次のように行なう。

昭和三十五年十一月八日

鳥取県知事

石

破

<u>=</u>

朗

規定に基づき、昭和三十五年度農業改良普及員資格試験

(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)第二条の

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例

公

告

医療機関を次のとおり指定し

条第一項の規定により、 鳥取県告示第五百四十二号 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六

昭和三十五年十一月八日

改める。

郡家母子寮

因

3,210

3,680

5,21020世帯

17

郡家母子寮

因

2,554

3,680

2,55420世帯

を

鳥取県知事 石 破 朗

十一月四日昭和三十五年 指定年月日 診療 療 所 立 名 称 所 ノ九市籔片原町 在 地 管轄保健所名 鳥取保健所

昭和三十五年十月一日から適用する。 月鳥取県告示第二百三号)の一部を次のように改正し、 (昭和三十五年五

昭和三十五年十一月八日

鳥取県知事 石 破 __

別表一中

鳥取県告示第五百四十三号

児童福祉収容施設措置費の保護単価

朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

道路交通取締法 (昭和二十二年法律第百三十号) 第九

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成

文

聴聞の期日及び場所

昭和三十五年十一月十七日

鳥取警察署

条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。 昭和三十五年十一月八日

二 聴聞当時者の住所及び氏名 鳥取市吉方

八頭郡用瀬町大字安蔵五五九

員検定規程 第四十六号)により農業に関する学科目の検定に合格 者、専門学校卒業程度検定規程(昭和十八年文部省令 業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した 治三十六年勅令第六十一号)による専門学校若しくは 勅令第三百八十八号)による大学、旧専門学校令(明 算して三月以内に卒業見込の者、旧大学令(大正七年 者及び当該課程を修める者のうち試験実施期日から起 り農業若しくは家政に関する学科目の検定に合格し 淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部において農 一年文部省令第四号),若しくは旧中学校高等女学校教 旧財団法人農民教育協会高等農事講習所において、 業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した 四百十六号) た者又は旧実業学校教員検定に関する規程 (明治四十一年文部省令第三十二号) 第二条に規定する研修機関、 財団法人鯉 (大正十 によ

二 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和十 八年勅令第三十六号) による中等学校、 旧実業学校令

受験資格

昭和35年11月8日

学、都道府県立農業講習所、農業技術研究所及び農業 試験場農業技術研修規程(昭和三十四年農林省告示第 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大

第3173号

(2)

岩美郡岩美町浦富一、

四四八

尾

眀

治

保

本

吉

惠

(3)

鳥取市賀露一、

三九九

賀

弘

公 報

6

三

と同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とす

におい

旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれ

学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学 校を卒業した者とみなす。 外国にある学校(四の学校を除く。 日本国以外の地域において、 旧日本帝国法令による)を卒業した者

五.

みなす。 れに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者と は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、 知事がこ

若しくは家政に関する技術についての試験研究、 普及又は指導奨励に従事した者は、 すると認定した日本国の行政機関、 外国の行政機関、教育機関又は団体において、 教育機関又は法人 知事がこれに相当 教育、 農業 達するもの 業程度検定規程 正十三年文部省令第二十二号)若しくは旧実業学校卒 文部省令第十三号)、旧専門学校入学者検定規程 卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和二十六年 号)による中学校若しくは学校法人自由学園高等科を 高等女学校、 高等女学校令 の実施期日までに、左のィ若しくはロの職務に従事し る検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験 た期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に (明治三十二年勅令第二十九号) による実業学校、 旧中学校令(明治三十二年勅令第二十八 (明治三十二年勅令第三十一号)による (大正十四年文部省令第三十号)によ 关 旧

導奨励又は実務 ける農業又は家政に関する技術についての普及、 における農業又は家政に関する試験研究又は教育 業若しくは家政に関する試験研究機関又は教育機関 地方公共団体その他法人格を有する団体の農 地方公共団体その他法人格を有する団体に お 指

昭和35年11月8日

験研究、 格を有する団体において、 教育、 普及又は指導奨励に従事した者とみな 当該在職期間と同一期間試

試験実施方法

受験出願書類受付期限

昭和三十五年十二月十日 (十日消印 のものは有効)

受験出験書類提出先

鳥取市東町二丁目 鳥取県農林部農業改良課

三 試験期日

十六時三十分まで) 昭和三十六年一月十日から十三日まで (毎日九時か

6

五. 鳥取市吉成 試験項目 鳥取県農業試

四

試験場所

試験は、

昭和35年11月8日

筆記試験、

実地試験及び口述試験に分けて行

いて行な 筆記試験は、 Çì 次の表に掲げる必須項目と選択項目につ 選択項目 は、 受験者の 選択する二項目 IZ

> つ いて行なう。

験 及 員 資 格 試 き 験 員 資 格試 試験の種類 五四三二一 七六五四三二 必 農農農畜病土作 政業機 害及及 時経 事営具産虫びび 家家食住被 庭庭 須 保管 健理物居服 項 肥園 衛 問 生 題 料芸 目 七六五四三二一 八七六五四三二一 教家家家家育農 族庭庭庭 業 関生物看 一 農林農農家家植農 業業業畜畜畜物業 土一簿産飼生生気 選 択 工一海座制生生式 木般記加養理理象 工 及 び 衛 生 育係物理護児般 項 目

筆記試験は、 新制大学卒業程度で行なう。

七六 技術及び知識について行なう。 関する教示及び実地展示を行なうために必要な科学的 実地試験は、 農民に対し農業又は農民生活の改善に

八 な能力につい 口述試験は、 て行なう。 社会常識その他改良普及員として必要

1. 1

昭和35年11月8日

9	昭和35年11月8日	火曜日	鳥	取	県	公	報	第3173号
所	一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場氏 名 年 月 日生 受 験 資 格 証 明 書	別記第三号様式	氏名⑪	右	年 月 日	右のとおり相違ありません。	賞 罰 歴	
		•				á	所属長 職	年 月 日 日

火曜日 鳥 取 県 公 報 第3173号 8 納の手数料は還付しない。 受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。 6 5 3 2 1 限る。) 受験手数料 第三号様式) 検定合格証明書 出願書類 き、受験有資格者であることを証明する書類(別記 身体検査書(県立保健所又は官公立病院のものに 受験資格二、イ又はロの職務に従事した期間につ 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は 履歴書(別記第二号様式) 受験願書(別記第一号様式) 写 真(最近六月以内に撮影した正面、上半身、 及び撮影年月日を自署すること。) 無帽の手札型で無台紙のもの。裏面に氏名 既 別記第二号様式(用紙和紙) 別記第一号様式 (日本標準規格B5) 収入証紙 ちよう付 欄 書類を添えて出願します。 農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので関係 鳥取県知事 現 本 選択項目 所 籍 受 現住所 氏 月 験 籍 名 願 右 殿 氏 日 氏 (ふりがな) 月 日 生 名 名 $^{(1)}$

7)